

コーポレートガバナンス基本方針

(1) 株主の権利・平等性の確保

- 株主の権利行使のために必要な情報を適時・的確に提供するとともに、議決権行使の環境整備に努め、実質株主を含む外国人株主、その他少数株主など様々な株主の権利・平等性の確保に配慮します。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

- 社会課題と向き合い、その解決に向けて積極的に働きかけていくことで、ステークホルダーから信頼・共感され、ともに持続的に成長・発展する善の循環を生み出すことをめざします。
- ステークホルダーと価値観を共有し、連携していくため、ステークホルダーとの対話を大切にするとともに適切な情報開示に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

- 法令に基づき、四半期ごとに会社の財政状態・経営成績等の財務情報を開示するとともに、経営戦略・経営計画等の非財務情報を策定ごとに適切に開示します。
- とりわけ非財務情報については、ステークホルダーの理解を得るべく、ウェブサイトや展示会等による直接的な情報発信、ニュースリリース等によるマスメディアへの情報発信等さまざまな方法により行います。

(4) 取締役会の責務の遂行

- 「デンソー基本理念」を踏まえ、今後 5～10 年の目指す方向を示す経営の羅針盤としての「長期 経営方針」および 3～5 年先までの目標・活動を具体化した戦略としての「中期方針」により、会社の戦略的な方向付けを行います。
- 経営（意思決定・監督）を担当する取締役と、業務の執行を担当する経営役員の役割を区分・明確化する役員制度により、スピーディな意思決定とオペレーションを実現します。また、状況に応じて経営役員が取締役を兼務することで、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保する。
- 外部からの客観的・中立的な経営監視を重視し、社外での豊富な経験や幅広い見識を当社の意思決定や監査に反映させることができる方を社外取締役・社外監査役に登用します。

(5) 株主との対話

- 経営戦略・財務情報など充実した情報の提供と、担当の取締役、経営役員による積極的な対話参加により、株主・投資家と当社との双方向の良好なコミュニケーションを図ります。対話の結果を取締役会へ報告し、株主意見を当社の経営に活かします。